

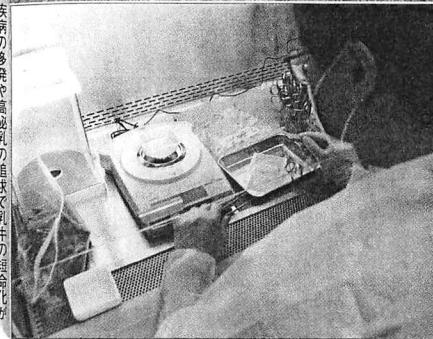
狂牛病騒動の深層

狂牛病に揺れる本道農業界！

緊急レポート



滝川康治
ルボライター



▶道東の酪農地帯——「見のどかな風景だが、疾病的多発や高泌乳の追求で、牛の短命化が進んでいる。左下はBSE検査の様子」

道内15カ所の屠畜場で行なわれている狂牛病のスクリーニング検査。延髓の一部を採取して調べる。10月18日以降、食肉の安全性は高まつたが、それ以前の「調整保管中」のものは最終処理方法が確定していない。

「タンパク質の含有量を見て配合飼料を注文するけれど、どんな原材料で造っているか関心を持つ人は少ないよ」「タミカンが赤字の農家が暮れに牛が売れなくなると心配している程度で、半分よそ事のように受け止める人が多い。これまでエサに対する認識が乏しい特殊な状況があつたので、自分の頭で考えることができず、行政やホクレンのやることを待つ風潮が強いんだ」

知己の酪農たちに周囲の反応を尋ねると、こんな答えが返った。狂牛病騒ぎが連日報道され、関係機関が対策に躍起になっているものの、生産現場の危機感はまだ薄いようだ。

肉骨粉などの使用 判明は氷山の一角

根室支庁の北村健・農業振興部長は、「自然や草地資源を活かし、地域特性に根ざした酪農の方向を考え、議論していく好機。『今やらなければ』という機運が生まれつつある」と意欲をみせるが、いまや産業廃棄物と化した肉骨粉などの焼却処分について聞くと、「管内全部の焼却場を集めても、対応できる処理能力はない。本格的な対応はこれからです」。終末処理のメドはついていない。

いずれも問題意識を持つて仕事に励んでいる人たちの声だ。効率や生産性を追求するあまり、「牛は草で育つ」という原点を置き去りにしてきた酪農があらためて問われている。

道東の酪農地帯——「見のどかな風景だが、疾病的多発や高泌乳の追求で、牛の短命化が進んでいる。左下はBSE検査の様子」

「エサの自給率が低いのが一番の問題だね。三十年前は循環型酪農を再認識しないといけない」。農協職員の友人が騒動の背景にある自給率の低下を嘆く。「一頭ずつ安全宣言するくらいの牛の飼い方、加工や流通を含めて畜産物の素性を明らかにする取り組みをすべき。そうした政策と現場をつなぐコーディネーターが必要だが、その役割を果たすべき自治体職員が不勉強だと、ある町の職員が指摘する。

一九八五年にイギリスで発生した狂牛病がヨーロッパ諸国などに拡大したのは、エサとして牛に与えた肉骨粉などが感染を広げたためだった。肉骨粉とは、家畜を屠殺したあと、レンダリング工場(動物性脂肪精製工場)で食肉以外の脳や臓器、骨などを圧力釜で煮て、脂肪を分離して粉末にした飼料原料のこと。タンパク質の含有率が五〇%と高く、同じ高タンパクの魚粉に比べて価格が安いことから、トウモロコシやコウリヤンなどと混ぜて豚や鶏の飼料として販売される一方、ペットフードなどに使われてきた。これまで、一年間に国産のものが四十五トン、オーストラリアなどからの輸入物が十八万トン、合わせて六十万トン近い肉骨粉が流通していたという。

八八年に英國政府は牛や羊の死体を飼料化することを禁止したが、関連産業を保護するために、九六年まで動物性飼料の輸出は認める自国エゴの政策をとった。これがEU諸国に狂牛病の

9月21日、英國の獣医研究所が佐呂間町産の乳牛が狂牛病であると断定し、日本はアジア初の狂牛病汚染国になつた。狂牛病騒動が日本列島を席巻しているが、この問題の根本をたどると、もともと草食獣の牛に動物性飼料を与える、自然の摂理に反した「共食い酪農」の存在に行きあたる。効率と生産性を追求してきた歪んだ酪農の実態を検証し、再生に向けた道を探つた。

根釗の酪農地帯で農業関係者に聞く

アジアで初めて狂牛病(牛海绵状脑症・BSE)の発生が確認されたことを受けて牛の脳の一斉検査が始まつた十月十八日、わたしは根釗地方を訪れていた。ここは、北海道の牛の約三割を飼育する日本一の酪農地帯である。

「狂牛病第一号」となった乳牛(佐呂間町産)の感染源は判明していないが、肉骨粉類が最も疑わしいとされている。道の調査で過去に肉骨粉などを与えたと判明した根釗地区の農家は十二戸ほど(大部分が根室管内)。公表された数字は氷山の一角で、この問題の根底には、草食の牛に動物性のエサを共食いさせて生産性を上げようとした、酪農や農政のひずみがある。

感染を広げた大きな原因になつた(その経過は、リチャード・W・レーシー「狂牛病——イギリスにおける歴史」緑風出版、リチャード・ローズ「死の病原体ブリオン」草思社、に詳しい)。危機管理意識の乏しい日本政府は、こうした事態を対岸の火事のように捉え、九六年四月に牛に対する肉骨粉の使用自粛を求める行政指導をしただけで、きびしいチェックを怠つてきた。法的な禁止措置がとられたのは、狂牛病の発生が確認された今年九月のこと。それでも、いつたん家畜と養殖魚に対する全面禁止を決めながら、十一月からは牛以外への使用を認める方向という中途半端な対応に終始している。

感染牛の確認後に行なつた道の調査によると、十九戸の農家が千五百八十頭の牛に対して肉骨粉や血粉を与えていた、とされる。これは全国のなかでも断トツの数字である。

が、この調査は農家の自己申告を基に「記憶がはつきりしない場合、飼料業者などから追加調査した」(道酪農畜産課)ものだ。騒ぎになつているのに「うちの牛にも食べさせた」と申し出る正直者は少ないし、「根室管内



札幌で開かれた狂牛病セミナー（10月4日）

感染ルートの特定 は未だ闇の中に：

「ミートボーンミール」（肉骨粉）や血粉、魚粉を使いこなしていますか？」との見出しがつけ、十勝管内の農業改良普及員が「ミートボーンミールでは340g／日…」などと具体的に与えられた。わたしの手許に一冊の雑誌がある。

「ミートボーンミール（肉骨粉）や血粉、魚粉を使いこなしていますか？」と問題点を指摘する。わたしの手許に一冊の雑誌がある。狂牛病騒ぎは、アメリカ飼料穀物戦略の延長線上の出来事と捉えるべきだらう」と問題点を指摘する。

牛のサルモネラが集団発生するようになったのは、そのころからだ。今回の狂牛病騒ぎは、アメリカ飼料穀物戦略の延長線上の出来事と捉えるべきだらう」と問題点を指摘する。

「ミートボーンミール（肉骨粉）や血粉、魚粉を使いこなしていますか？」との見出しがつけ、十勝管内の農業改良普及員が「ミートボーンミールでは

「ミートボーンミール」の感染源は、未だ不明である。肉骨粉が疑われているが、それが今後どうなるか予断を許さないが、きびしく見るほうがいい。

「狂牛病第一号」の感染源は、未だ不明である。肉骨粉が疑われているが、十勝ではその十倍いてもおかしくない（酪農関係者）との声も聞く。

ある飼料メーカー関係者がこう話す。人たちは、ある善良な飼料会社のルートでの購入が明らかになった。その会社は十勝から肉骨粉を購入しており、十勝でも、ある善良な飼料会社のルートでの購入が明らかになつた。その会社は十勝から二十倍くらいはいるだろう。

「肉骨粉を使っていた農家は公式発表

の十倍から二十倍くらいはいるだろう。

近いかもしれない。特に道南から道東が多く、オホーツク海側も一部含まれるはずだ。

わたしも、骨粉を納入していた農家から「役所に聞かれても黙つていてくれ」と言われた。法律で禁止しても、騒ぎが收まれば与える人が出てくるだろうし、小さなメーカーは販売する可能性がある」

全道で百二十八万頭（全国の飼育頭数の3割）ほどいる、乳牛や肉牛を飼育する農家は一万戸あまり。そのうちの數十戸（数百戸）という数字をどう捉えるか——見方は分かれるだろうが、危うい状況にあることだけは間違いない

五百キロまで急伸した。が、牛は「牛乳製造マン」として酷使され、感染病や四肢の疾病などにかかりやすくなり、二～三回の出産（平均五～六歳）で屠場に送り込まれるものが多い。

牧草だけで牛を飼つて得られる牛乳の量は四千キロ台といわれるが、一部には一万キロ台を握っている人もいる。関係機関のなかにも「高泌乳こそベルの高い酪農」ともてはやす風潮がある。輸入穀物など高タンパクのエサをたくさん与えなければ、こうした牛乳

には牛乳台を握っている人もいる。牛乳のタンパク質に関する新しい概念に基づいて推進されてきた。

四つの胃を持つ牛が食べた飼料タンパクは、大きな第4胃で微生物によつて分解され、「微生物タンパク質」に合成される。しかし、すべてのタンパク質が分解されるわけではなく、第一胃を素通りして下部消化管に流入する

生産はどうてい実現できない。

肉骨粉まで与える自然の摂理に反した「共食い酪農」は、一九八〇年代にイギリスやアメリカで理論化された、

「特選飼料用添加製品格安提供 !!
K.K.に仕入れが勝負

0120-

0120-

0120-

0120-

0120-

乳牛には「バイパスタンパク質」も必要になつてくる——こんな概念である。そして、良質のバイパスタンパク質として有望視されたのが、粕類や肉

源として有望視されたのが、粕類や肉骨粉、血粉、魚粉などであった。

八〇年代後半から「バイパスタンパク質を与えると乳量が伸びる」と宣伝している（詳細は、<http://wwwsoc.na.cs.soc.jp/jsys/bse/bse.html>）。

ミートボーンミールや血粉、魚粉を使いこなしていますか？

ミートボーンミールや血粉、魚粉は、タンパクサブリメント飼料として、次のような特

性をもっています。

①高タンパク質飼料

②タンパク質のルーメンバイオペラントが低い

③アミノ酸バランスが優れている

酪農雑誌に大々的に載っている輸入飼料の怪しげな広告（上）。肉骨粉を推薦した農業改良普及員の記事も

感染した牛の脳や脊髄組織の乳剤を直接、牛や羊、山羊、豚、マウス、ミニクなどに接種すると感染を起こす、という。牛だけでなく人間や猫、ウシ科の動物に経口的に感染することも分かる可能性がある」と認める前の年だ。これでは英國を席巻した悲惨な状況から何も学んでいないではないか。

「共食い酪農」を推奨してきたのはアメリカ型酪農を北海道に根付かせようとした「学・官」の人たちであり、そうした動きを支援した農業団体もあつた。彼らの責任は重く、問題の根は深い。わが身を削つて牛乳を生産した挙げ句、短命のうちに殺され、肉骨粉などに化けた牛たちが哀れである。

別の疾病として扱われ、すでに食物連鎖の環に入つた牛がいるかもしれない。千葉の一頭がたまたま死んだ……」という呑気な人もいるが、確認された経緯をみても、発症した人が骨炭や骨灰を飼料や肥料に使つたの骨炭や骨灰を飼料や肥料に使つた②配合飼料の製造・輸送過程における肉骨粉などの混入③子牛のときに飲ませる代用乳に入っている血漿タンパクや牛脂④母子感染⑤感染牛の胎盤（注）出産後、糞尿と一緒に圃場に散布することがある

また、人間の従来型ヤコブ病が百万参考にすべきだろう。ベルギーは九七年に初めて一頭発生し、翌九八年には六頭になつた（現在までの総数は48頭）。オランダも九七年に二頭発生し、その後も続いている（総数は19頭）。スイスは九〇年に二頭発生し、毎年確認されて総数三百九十一頭に達した。日本が今後どうなるか予断を許さないが、きびしく見るほうがいい。

「狂牛病第一号」の感染源は、未だ不明である。肉骨粉が疑われているが、兩工場の牛用飼料は鶏・豚用飼料とは



「ホクレンは早く消費者にメッセージを送るべきだ」と話す三友 forskanさん

別のラインで製造し、飼料輸送車のクリーニングも行なっている。牛脂については、不安感を取り除くために油脂を使正在して製造する方法を検討中。血漿タンパクはアメリカ産で、豚のものを使っているが、大きなロットで買っており牛のものは混じらないだろう」

感染源がはつきりしない限り、根本的な対策が立てられないし、消費者の不安感も払拭できない。行政関係者らの間には「風評被害を広げたのは報道のせいだ」とお門違いの声もあるが、消費者が買ひ控えに走つて初めて対策を急いだ、農水省などのほうが生命軽視の行政をやっていたのだ。おまけに牛肉試食会のパフォーマンスでヒンシュクを買った、本道出身の大蔵である。

政府は、安直な「安全宣言」でお茶を濁すやり方ではなく、感染ルートの究明と徹底した情報公開に努めるべきだ。

「狂牛病騒動の深層」

ターンパクはアメリカ産で、豚のものを使っているが、大きなロットで買っており牛のものは混じらないだろう」

感染源がはつきりしない限り、根本的な対策が立てられないし、消費者の不安感も払拭できない。行政関係者らの間には「風評被害を広げたのは報道のせいだ」とお門違いの声もあるが、消費者が買ひ控えに走つて初めて対策を急いだ、農水省などのほうが生命軽視の行政をやっていたのだ。おまけに牛肉試食会のパフォーマンスでヒンシュクを買った、本道出身の大蔵である。

政府は、安直な「安全宣言」でお茶を濁すやり方ではなく、感染ルートの究明と徹底した情報公開に努めるべきだ。

酪農の原点に戻り EU政策へ転換を

今回の騒ぎをつうじて、効率や生産性を追い求めた末に自給飼料の給与率が五〇%台前半まで下がった、北海道酪農のあり方がきびしく問われている。

肉骨粉に象徴される生命倫理に反したやり方は猛反省しなければならない。

「一ヘクタール当たり一頭の牛を飼う」という基本を踏まえ、適正規模の酪農経営を続けてきた前中標津農協組合長の三友盛行さんがこう語る。

「同時多発テロと狂牛病の根っこは同じ。世界中を優勝劣敗の原則で動かそうとする、こうなる。食品に市場原理だけを持ちこみ、競争が過剰になれば質が落ち、膨大なエネルギーと不安を費やす結果を生む。『出荷量千トンの農場に……』などと、牛乳の生産拡大ばかり強調するホクレンも異常としか思えない。(注)現在、根室管内の平均出荷量は約四百二十トン/戸)。

農業界は消費者に対して「人が食べられない草を、牛が食べることによつて牛乳や肉にするのが酪農の存在意義」



ホクレンなど農業団体は、安全な食料供給へ存在価値が問われている

自分たちがそうした姿にするんだ」というメッセージを早く送るべきだ。生産を刺激する施策は時代にそぐわない。これらの酪農施策は、補助金などの使い方を安全で安心な体制づくりに振り向けていくといい」

ホクレンや中央会のこれまでの営農指導にも反省を求めたいところだ。遅ればせながら道も、自給飼料を中心とした施策を確立すべく動き出した。

「飼育頭数の右肩上がりは難しく、土地面積や環境も飽和状態で、生物として牛の限界もある。自給飼料を主体に牛を育てることで生産者・行政・消費者のコンセンサスを得たい」(東修二酪農畜産課長)として、緑肥植物の栽培や穀の飼料化、放牧の拡大、農家が製造するチーズへの支援などのメニューを研究する方針という。

方向としては正しいし、大いにやつてほしいが、「自給飼料による酪農への道はそう簡単ではない。道の幹部たちは、肉骨粉を推奨した技術職員らに対する説得にまで踏み込めるのか。農

圃場に投入する窒素量の上限設定や糞尿散布時期の制限、家畜に対する抗生素の使用禁止の追求などといった環境規制と、安全な食料供給に努める生産者に対する積極的な支援をセットにしてEU型政策への転換を提案したい。ドイツでは今年二月、植物タンパクを耕地に作付けすることを盛った法案が提出された。いまこそEUの政策から学び、実行に移すときではないか。

特定できない感染源の要因は生産性追求型の農政

まず動物性飼料の全面禁止を！

ルボライター
滝川康治

▶頭部の感染牛が確認された後、焼却直前の肉骨粉の入った袋の山



宗谷管内猿払村と群馬県宮城村の乳牛に相次いで感染が確認されたことで、日本はEU諸国並みの狂牛病感染国になりました。感染源の特定に向けて調査が行なわれているが、全体像の把握には時間がかかりそうだ。感染の広がりが明らかになるなかで、残された食肉処理の課題は何か。酪農の原点に戻すための構造改革をどう進めていけばよいのか——先月号に続いてリポートする。

代用乳など対象に 感染ルート解明へ

十一月二十一日、宗谷管内猿払村で飼われていた五歳七ヶ月の乳牛がアジ

アで二頭目の狂牛病（牛海绵状脑症Ⅱ型）と診断されたことで、この問題は新たな段階に入った。佐呂間町産の「第一号」に対して、どこか他人事のように感じていた道北の酪農関係者も、今度ばかりは深刻である。

「まわりの農家は『明日は我が身か』と心配したり、あきらめの気持ちを抱いたり……でも、情報は農協などからしか入らず、農家自身が深く考えることができない現状があるよ」。豊富町内の酪農家がこう話す。猿払村内で酪農を営む旧友は「農家側から(感染ルートを)追うから分からなくなる。農省はなぜ肉骨粉の輸入元を真っ先に調べないんだ。政府はどれだけ風評被害を理解しているのか。最終的には生産者にツケがきてしまう」と憤る。

さらに同三十日、群馬県産の乳牛が「狂牛病第三号」と確認された。見つかった三頭とも九六年春に生まれているなど共通項があるので、感染ルートが特定できる可能性が出てきた。

「狂牛病第三号」と確認された。見つかった三頭とも九六年春に生まれているなど共通項があるので、感染ルートが特定できる可能性が出てきた。

先月号でわたしは、肉骨粉以外の感染源について、①感染牛由来の輸入骨粉や骨灰などの飼料への利用②配合飼料の製造・輸送過程における内骨粉などの混入③子牛の代用乳に入っている血漿タンパクや牛脂④母子感染⑤感染牛の胎盤——を挙げた。自然発症にも言及したが、数カ月のうちに三頭の感染牛が確認されたことから、その可能性はなくなつた。また、道の調査によると、道内十八工場では九年以降、輸入肉骨粉は畜産の飼料に使われていない、という。道民にとって最悪のシナリオは、「英國産肉骨粉などが入つた飼料を牛に与えた」は九三年以降、輸入肉骨粉は畜産の飼料に使われていない、という。道民にとって最悪のシナリオは、「英國産肉骨粉などが入つた飼料を牛に与えた」

→「感染した牛が道内の工場で肉骨粉などに加工された」→「それを健康な道産牛が食べて感染した」というサイクルである。この場合、牛肉や加工食品が食物連鎖の環に入る一方、感染牛由來の医薬品や化粧品なども製造されたりとなる。そんな深刻な事態になつていいことを願うのだが……。

十一月下旬で多くの報道関係者が②の「混入説」を追いかけ、ホクレンを槍玉にあげたが、肉骨粉が混入する可能性は道内に十八ある飼料工場の製造過程で同じようであった、とみるほうが正しい。血漿タンパクの問題では、猿払村の農家が与えていた丸紅飼料小野研究所が製造した子牛用補助飼料のなかに、牛由来のものが入つていたことが気になる。



天塩保健所が行なつている狂牛病のスクリーニング検査。狂牛の感染牛はここで確認された

体細胞の発達が過敏な子牛の時期は狂牛病にかかりやすいとされることが、代用乳などに感染牛由来の肉骨粉が混入していなかつたか——このあたりに焦点が絞られつつあるが、血漿タ

ンパクや脂肪などの可能性も残る。三頭の牛が生まれたのは、反芻動物に対する肉骨粉などの使用自粛を求める行政指導がなされた時期なので、始末に困つたものが流通したかもしれない。

道の調査によると、道内十八工場では九年以降、輸入肉骨粉は畜産の飼料に使われていない、という。道民にとって最悪のシナリオは、「英國産肉骨粉などが入つた飼料を牛に与えた」

近代酪農の転換を

アで二頭目の狂牛病（牛海绵状脑症Ⅱ型）と診断されたことで、この問題は新たな段階に入った。佐呂間町産の「第一号」に対して、どこか他人事のように感じていた道北の酪農関係者も、今度ばかりは深刻である。

これまでの「共食い酪農」は、一九八〇年代にイギリスやアメリカで理論化された、乳牛の「バイパスタンパク質」に関する新概念に基づいて推進

されてきた、と先月号に書いた。アメリカ飼料穀物協会の伊藤統一氏や研究者らがこの理論を紹介し、その影響を受けた仲立ちをしたのは一部の農業改良普及員（道職員）や獣医師らである。

この理論に基づく乳牛の飼料設計を分かりやすく表現すると、主食は牧草などの粗飼料、副食のメニューは肉骨粉や魚粉などの動物性飼料、粕類による。アメリカなどにお手本があつて、高濃乳を追求する一部酪農家に対しても、これらメニューが紹介された。

猿払村でも九〇年代半ばころ、農業改良普及員の下で十五人ほどの酪農家が乳牛の飼育技術や栄養学などの勉強会を開いた。同村の酪農家は七十戸を重ねた。同村の酪農家は七十戸を重ねた。同村の酪農家は七十戸を重ねた。

この元普及員はわたしに「助言した飼料は魚粉だつ」と説明した。一部酪農家は危ない橋を渡りかけたことになつていいことを願うのだが……。

この元普及員はわたしに「助言した飼料は魚粉だつ」と説明した。一部酪農家は危ない橋を渡りかけたことになつていいことを願うのだが……。

■狂牛病騒動の深層②

いる」という（11月下旬に来道した英国食品衛生・技術学会メンバーのリチャード・ノース氏の話）。

背割りに代わって、脊髓の吸引装置などの開発が進んでおり、最近、横浜食肉公社が導入したとの報道があつた。道内では「屠場レベルでヨーロッパの吸引装置を試用してみよう」という動きがある」（道食品衛生課）という段階にとどまり、ここにも課題が残る。また、背割り用カッターの刃は一頭解体

先月号の記事のなかで、わたしはEU（歐州連合）の発生件数を紹介したが、その後の日本の状況はベルギーやドイツ、オランダなどと似てきた。検査体制の整備など対症療法には一定の前進が見られる。が、安全で安心な農

「消費者保護」など ドイツ政策に学べ

報を公開していくべきだ

「やはりない」（酪農畜産課）と、実施は難しいとの見方を示す。感染の全体像を把握するためにも、死牛の検査は欠かせない。政府は、予算や人手、焼却施設などを確保して徹底的に調べ、情

日付け)によるところ、アメリカでは生産者と精肉業者が共同で資金を提供し、空気銃で処理された牛の食肉としての安全性を調べた、という。気絶後の牛の肺や肝臓などから脳の組織が検出された——という、アメリカやカナダの研究者の報告を受けた措置。これは、銃で破壊された脳組織の小片が循環系を通じて移動したものらしい。この情報を分かるように、屠殺方法にも改善の余地がある。

「異常ブリオングが混入した肉骨粉が流通していたことが問題であつて、バイパスタンパクの理論自体に問題はない。牛乳をたくさん搾り、脂肪やタンパク質が高いものをという技術体系に基づいた普及事業をやってきたのは、生産者の求めがあつたからだ。技術は間違つておらず、安全で効果のある魚粉などの動物性飼料は問題ない。これは(自給飼料を中心に酪農・畜産を追求

〔「安
心するこ
と、技術職員らしい答えが返つた。
今回の事態を心底から反省したり、効
率追求に走った社会から生まれた理論
や技術を検証する姿勢は乏しかつた。
これでは、安全で安心できる北海道農
業への道は険しいのではないか。
一方、麻田信一農政部次長は動物
性飼料の技術指導を行なつた一部普及
事業の実績を評価しながらも、「酪農は工
業的につくるものではない。普及事業
は行政と農家が互いに納得しながら進
展農道などだ」などと、英國人講師は農業を
変えないことを主張して、農研会に抗議した。
農研会はこのことについて、札幌市内で開
催された農業連盟などによる調査報告書を公
開して、その内容を説明した。

いことが確認されるまで、政府は動物性飼料を全面禁止すべきだ。

また行政は、環境規制とセットになつた支援策を確立しなければならない。北海道という島にこれ以上の牛を飼うことは、糞尿問題や感染症対策などの面からも無理がある。道の「酪農・肉用牛生産近代化計画」は、十二年間で二割も牛を増やして、二〇二〇年に約百五十七万頭の飼育を目指しているが、この数字も過大であり、大幅に下方修正すべきではないか。

規制と支援セットで安全性の追求へ

食肉処理や検査に
残された課題は…

現在、穀物飼料の九割以上を輸入に依存しているだけに、飼料自給率の向上には時間がかかる。ここは、環境問題にも目を向け、草地面積当たりの飼育頭数（現在は乳牛1・5頭／ha）を規制しながら輸入依存から脱却し、素性が確かに顔の見える畜産物を供給する方向に転換するときではないか。

一時期コストが上がる分は、「少々値段が高くとも、安全で安心な食料を生産している」というメッセージを送

食肉処理の過程にも、いくつかの課題が残されている。



牧草主体の酪農で
実現したい「食の安全

農政部次長
道 麻田 信二さん

酪農や畜産の良さは、地域の資源を活かして経営をやっていくことです。五四%まで下がった北海道の飼料自給率を上げていくことが必要であり、道は今年三月に策定した「酪農・肉用牛生産近代化計画」のなかで、自給飼料の増産計画を立てています。

昨年は牛の口蹄疫、今回はBSE（狂牛病）が発生した状況を踏まえ、よりいっそう牛本位の生理にかなつた飼い方を追求したい。今後は（濃厚飼料を多給することなく）牧草を中心でやっている酪農家の事例を積極的に紹介・普及していく予定です。

「地域副産物を活用して乳量を落とさない飼い方が可能なのか?」「購入飼料を全く与えなければどうなるのか?」について、道立農業試験場で飼育している牛で実験し、得られた知見を公開する予定です。福のサileyージュを活用するなど、原点に戻って、北海道らしい草主体の酪農を構築してみたい。

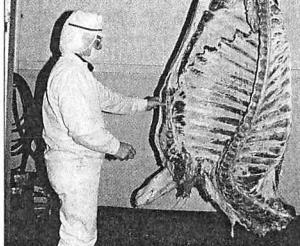
い草家の所得が下がるかもしれません。研究者や

技術者たちと、こうした現状を考え直すための議論を続けてきましたが、今回の事態を踏まえ、購入飼料をたくさん与えないで、牛を長持ちさせながら、農家の所得を確保することを基本にしてやっていきたい。地域自給の観点から牛を飼つていけば、道民みんなの共感を得られると考えています。

生産者の皆さん、消費者が何を求めているのかを考え、具体的なメッセージを出していくことが大事だと思います。放牧地に入つて、子どもたちが牛の糞を踏みつけたっていいじゃないですか。もっと消費者を受け入れて、農業の現場に来てもらい、ありのままを見せて、知つてもらう努力を手間暇かけてすべきです。垣根をつくるのは「一番ダメなことで、交流を深めて、いろんな意見を聞く」と応え、自給率を上げていきたい。道も（狂牛病に関する）食の安全に対する道民の皆さんへの不安感を払拭していくためにも、情報報開を徹底させています。

畜産物を実現するための、農業政策の転換に向けた議論には至っていない。

昨年十一月に最初の感染牛が見つか



解体処理された牛の枝肉。スタンディングや背割りの安全性に課題が残されている

つたドイツでは、直ちに動物性飼料の全面使用禁止法案が成立し、現在も使用禁止が続いている。今年一月には、それまでの「農業省」が「消費者保護・食料・農業省」へと名称が変わった。生産者と消費者は対立する関係ではなく、対等なパートナーとして位置づけられたのである。

ドイツの社民党・緑の党連立政府は、新しい農業政策として、①エコ農業への転換のため、より魅力のあるプレミアムの支払い、②自然に忠実で、地物の農産物の加工をこれまで以上に推進する③種にふさわしく、一定の面積

トウモロコシも禁止されたという（国際メディアウォッチチャーチループのホームページ参照）。安直な「牛肉安全宣言」でも茶を濁す日本政府や、「内骨粉はまづかったが、安全な動物性飼料ならばOK」と言つてはばからぬ道筋の一部幹部らとは、ずいぶん対照的である。

感染ルートの解明作業などに追われる道は、来年にもEU諸国の実情調査を予定しているが、農業界や消費者団体などの人たちにもこの調査に同行してもらい、ともに消費者保護や農業政策をじっくり学んでみてはどうか。農業の歪みから生じた狂牛病感染の広がりが明らかになってきたいまこそ、効率や生産性の追求に偏重した酪農の構造を変え、EU型農政へ転換していく好機なのだから……。

に応じた家畜の飼育と投資援助を結びつけること——を決定（今年3月）。両党は狂牛病事件を受け、消費者の健康や経済的利益の保護をはじめ市場の透明性、情報の供与などを盛った「予防的消費者保護政策」を国会に提案（5月）。六月には遺伝子組み替えトウモロコシも禁止されたという（国際メディアウォッチチャーチループのホームページ参照）。安直な「牛肉安全宣言」でも茶を濁す日本政府や、「内骨粉はまづかったが、安全な動物性飼料ならばOK」と言つてはばからぬ道筋の一部幹部らとは、ずいぶん対照的である。

感染ルートの解明作業などに追われる道は、来年にもEU諸国の実情調査を予定しているが、農業界や消費者団体などの人たちにもこの調査に同行してもらい、ともに消費者保護や農業政策をじっくり学んでみてはどうか。農業の歪みから生じた狂牛病感染の広がりが明らかになってきたいまこそ、効率や生産性の追求に偏重した酪農の構造を変え、EU型農政へ転換していく好機なのだから……。

（十一月五日現在）

税の豆知識



善良な納税者を裏切る 脱税は法治社会の敵

我が国では所得税などの税金は、自分の所得の状況を最も良く知っている納税者が自ら税法に従い所得と税額とを正しく計算し申告、納税する申告納税制度が採用されています。

しかし、故意に過少申告する納税者も少なくありません。

このため国税局や税務署では、申告に誤りや不正がある時には正しい申告に改めてもらうなど適正で公平な課税の実現に努めると共に、特に悪質な納税者に対しては検察官への告発を通じて懲役や罰金を科すことを目的とした検察調査も実施しています。

◆脱税をしていたAさんの例	
①脱漏所得	7億9000万円
②国税本税	3億9000万円
③加算税等	3億4200万円
④地方税	1億4600万円
⑤罰金（一審判決）	9000万円
⑥徴役（一審判決 1年6月（実刑）	

この調査は、犯罪捜査に準じた方法で行なわれる特別な調査で、調査にあたる国税検察官には裁判所の許可状により、事務所などの捜索や帳簿などの証拠物件を差し押さえることが出来る権限が与えられています。

さらに脱税の事実が判明すると国税検察官は、刑事案件として検察官に告発します。これを受けた検察官は裁判により脱税は必ず発見されます。

国民各人が所得に応じて負担しなければならない税金を不当に免れようとも国税検察官のち密で系統だった調査所に起訴し、審理終了後（結審）に有罪が確定すると懲役や罰金の刑罰が科されます。（この刑罰は脱税に対する悪質さの度合いにより、500万円以下（脱税額が500万円を超える時は脱税相当額）以下の罰金だけでもよい場合と

☆☆☆詳細は、最寄りの税務署か税務相談室へお尋ね下さい☆☆☆

◆札幌国税局ホームページのアドレス

<http://www.sapporo.nta.go.jp>